

栄町プレミアム付商品券取扱い要領

第1 【基本事項】

1 事業主体

実施主体：栄町

2 発行総額 72,500,000円

商品券25,000円分（500円券×10枚×5セット）2,900人（最大）

4 有効期間

令和元年10月1日から令和2年2月29日まで

*有効期間を経過した商品券は無効

5 商品券の注意事項・利用制限等

①商品券の盗難、紛失、破損や滅失に対し、栄町はその責を負わない。

②商品券は、「栄町プレミアム付商品券取扱店」でのみご利用できる。

③有価証券・商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード・たばこの購入には利用できない。

④商品券は現金と引換はいたしません。

⑤商品券ご利用の際、お釣銭のお返しはいたしませんので額面以上にてご利用ください。

⑥国や地方公共団体等への支払いには利用できません。

第2 【商品券取扱店について】

1 商品券取扱店

取扱店は、本事業に参加を希望する栄町内で営業している小売業等の店舗とし、個別に契約し決定することとする。

2 取扱店との契約交渉

令和元年6月17日（月）から令和元年11月末日を交渉期間とする。

3 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

①利用者が利用期間中に商品券を持参した場合は、商品券額面分の商品の販売を行うこと。

②商品券の額面に満たない利用に対するつり銭は、支払わないものとする。

③利用者から受け取った商品券の裏面に店印を押印すること。

④裏面に既に押印がある商品券は、受け取りを拒否すること。

⑤偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに町に報告すること。

⑥商品券の交換・譲渡・売買・再利用は禁止する。

⑦町が定めた規則等を順守すること。

⑧受け取った商品券の盗難・紛失は取扱店の責任とする。

⑨換金請求にあたっての商品券枚数の確定は、町が点検した枚数を優先する。

4 取扱店の表示

①取扱店は、町が提供するプレミアム付商品券取扱店ののぼり旗を掲出する。

②プレミアム付商品券購入引換券の発送の際に取扱店一覧表を配付することとする。

第3 【商品券の換金請求について】

1 換金手続きの方法及び期間

商品券取扱店は、「栄町プレミアム付商品券請求書」に必要事項を記入し、下記の表に掲げる期日までに使用済み商品券の裏に取扱店名を記入又は押印した商品券を添えて町長に請求するものとする。ただし、土曜日及び日曜日、国民の休日に関する法律に規定する祝日を除く。

なお、請求期間を過ぎた商品券の請求はできないものとする。

記

換金請求期間	請求期日
令和元年11月から令和2年3月	各月10日・20日・末日

2 請求場所

本事業に係る換金請求場所は、栄町役場福祉・子ども課とする。

第4 【その他】

1 周知・広報

広報、ホームページ等により事業等の周知を行う。